

新旧対比表 みずほダイレクト規定

条番号	現行	変更後
第3条 サービス 内容 6. 定期預金 取引	(1) 定期預金の口座開設、預入、満期日解約予約、 ならびにインターネット支店の定期預金の 期日前解約および満期日解約を行うことができるサービスです。	(1) 定期預金の口座開設、預入、満期日解約予約、期日前解約および満期日解約を行うことができるサービスです。
第3条 サービス 内容 6. 定期預金 取引	(新設)	(8) みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金規定、みずほ期日指定定期預金規定等にかかわらず、 当行は個別にやむを得ない事由の有無を確認する責を負わず、当行所定の本人確認を行うことにより、期日前解約を認めるものとします。
第3条 サービス 内容 7. 積立定期 預金取引	(1) 積立定期預金の随時入金をインターネットバンキングで行うことができるサービスです。	(1) 積立定期預金の随時入金、 期日前解約および満期日解約を インターネットバンキングで行うことができるサービスです。
第3条 サービス 内容 7. 積立定期 預金取引	(新設)	(3) みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金規定、みずほ期日指定定期預金規定、預金口座振替規定等にかかわらず、 当行は個別にやむを得ない事由の有無を確認する責を負わず、当行所定の本人確認を行うことにより、期日前解約を認めるものとします。
第3条 サービス 内容 23. 口座解約	(1) 利用口座として登録されている普通預金、定期預金または貯蓄預金について、以下の条件をすべて満たした場合に、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金 （自動継続方式） 規定または みずほ積立定期預金規定 等にかかわらず、当該口座の解約申込を行うことができるサービスです。ただし、給与等の入金がある場合や、口座振替の引き落としがある場合等、お取引状況等によってはみずほダイレクトで解約ができない場合がございます。また、社員口口座は対象外となります。 ・当該口座が e-口座等、通帳を発行しない形式の口座であること ・当該口座の残高・経過利息が 0 円であること	(1) 利用口座として登録されている普通預金、定期預金または貯蓄預金について、以下の条件をすべて満たした場合に、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金規定、 みずほ期日指定定期預金規定 または 預金口座振替規定 等にかかわらず、当該口座の解約申込を行うことができるサービスです。ただし、給与等の入金がある場合や、口座振替の引き落としがある場合等、お取引状況等によってはみずほダイレクトで解約ができない場合がございます。また、社員口口座は対象外となります。 ・当該口座が e-口座等、通帳を発行しない形式の口座であること ・当該口座の残高・経過利息が 0 円であること

第 4 条 取引の 依頼および成立 2. 資金移動サ ービス (3) 取引金額 の引き落とし	A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解 約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日 取扱方法変更および満期日解約、グローバル口座 内の各預金の満期日取扱方法変更、グローバル口 座への切替予約以外のお取引については、ご依頼に 基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のう ちお客さまが指定した引出口座から資金移動サー ビスに関わる取引金額を引き落としのうえ、資金移動サ ービスの手続きをいたします。ただし本項第 4 号の A から J に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。	A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解 約予約、満期日解約および期日前解約、積立定期 預金の満期日解約および期日前解約、外貨定期預 金の満期日取扱方法変更および満期日解約、グロ ーバル口座内の各預金の満期日取扱方法変更、グ ローバル口座への切替予約以外のお取引について は、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利 用口座のうちお客さまが指定した引出口座から資金 移動サービスに関わる取引金額を引き落としのうえ、 資金移動サービスの手続きをいたします。ただし本項 第 4 号の A から J に該当する場合には、本契約は 成立しなかったものとして取り扱うものとします。
第 4 条 取引の 依頼および成立 2. 資金移動サ ービス (3) 取引金額 の引き落とし	C. みずほダイレクトで取引する引出口座からの取引 金額の引き落としおよび定期預金、グローバル口座の 定期預金の積立もしくは外貨定期預金の解約等は、 みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、 みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ当座勘定 規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規 定、みずほ積立定期預金規定、みずほ外貨普通預 金規定、みずほ外貨定期預金規定等にかかわらず、 通帳、証書、払戻請求書、または当座小切手の提 出は不要とします。	C. みずほダイレクトで取引する引出口座からの取引 金額の引き落としおよび定期預金、グローバル口座の 定期預金の積立もしくは外貨定期預金の解約等は、 みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、 みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ当座勘定 規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規 定、みずほ大口定期預金規定、みずほ期日指定定 期預金規定、預金口座振替規定、みずほ外貨普通 預金規定、みずほ外貨定期預金規定等にかかわら ず、通帳、証書、払戻請求書、または当座小切手の 提出は不要とします。
第 16 条 規定 の準用	1. 本規定に定めのない事項については、当行所定 のみずほ普通預金規定、みずほ振込規定、みずほ総 合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規 定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金規 定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金 ―（自動継続方式）― 規定、みずほ積立定期預金規 定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定期預 金規定、みずほ当座勘定規定、個人ローン規定書お よびカードローン（無担保）規定書に記載のある規 定、みずほマイレージクラブ規定、投資信託総合取引 規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、 投資信託保護預り規定、みずほ積立投信規定兼預 金口座振替規定、各累積投資銘柄の収益分配金 再投資契約規定、宝くじラッキーライン規定、みずほグ ローバル口座規定等に従います。	1. 本規定に定めのない事項については、当行所定 のみずほ普通預金規定、みずほ振込規定、みずほ総 合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規 定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金規 定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金 規定、みずほ期日指定定期預金規定、預金口座振 替規定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定 期預金規定、みずほ当座勘定規定、個人ローン規 定書およびカードローン（無担保）規定書に記載の ある規定、みずほマイレージクラブ規定、投資信託総 合取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理 規定、投資信託保護預り規定、みずほ積立投信規 定兼預金口座振替規定、各累積投資銘柄の収益 分配金再投資契約規定、宝くじラッキーライン規定、 みずほグローバル口座規定等に従います。
	(2024 年 12 月 9 日現在)	(2025 年 6 月 15 日現在)